

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成27年12月1日から平成29年11月30日までの2年間

2. 内容

(目標1) 産前産後休業や育児休業、育児時休業給付、育休中の社会保険料免除など、制度の周知や情報提供を行う。

(対策) 平成27年11月～ 法に基づく諸制度の調査、諸規程の策定を行う。
平成27年12月～ すべてのスタッフに制度の説明を行い周知する。

(目標2) 育児休業等を取得しやすく、職場復帰しやすい環境を整備する。

(対策) 平成27年12月～ 休業取得者に事前に面接を行い、諸制度の説明を行う。